

一級河川境川におけるリバーフレンドシップ制度に関する同意書

特定非営利活動法人グラウンドワーク三島、三島市長（以下「市」という。）及び河川管理者静岡県沼津土木事務所長（以下「県」という。）は、一級河川境川の美化活動に関し、次のとおり同意する。

（目的）

第1条 この同意書は、一級河川境川の美化活動について必要な事項を定めることにより、住民自らが豊かで快適な河川空間を創造するとともに河川愛護思想や水防思想の啓発に繋げることを目的とする。

（リバーフレンド）

第2条 この同意書におけるリバーフレンドとは、住民の貴重な憩いの場所として散策や自然観察などに利用されている一級河川境川の一定区間において、自らの手で景観整備、美化などの活動を行う特定非営利活動法人グラウンドワーク三島（以下「リバーフレンド」という。）をいう。

（対象区間）

第3条 リバーフレンドが活動する区間は、次のとおりとする。

- (1) 河川名 一級河川 境川
- (2) 区 間 清住緑地に隣接する左岸 延長L＝約 150m（別紙図面のとおりに）

（リバーフレンドの活動内容）

第4条 リバーフレンドが活動する内容は、次のとおりとする。

- (1) 河川の除草及び清掃
- (2) その他、市、県との協議によるもの

（物品の支給）

第5条 県は、新規加入時にリバーフレンドからの申請に基づき物品を支給する。

なお、継続的な支援としての消耗品や燃料等については、別途、年度毎に協議し、支給する。

（市の役割）

第6条 市はリバーフレンドの活動内容について全体像を把握するとともに、県と調整を行い、活動が円滑に実施されるよう支援する。

（県の役割）

第7条 リバーフレンドの活動について、市と綿密な連携をもって積極的に協力する。

（安全対策及び物品の管理等）

第8条 リバーフレンドは、第4条の活動に当たり、安全管理に十分に配慮する。

また、支給された物品の補修等の維持管理は、リバーフレンドの責任において行うものとする。

（障害保険）

第9条 県は、活動に参加する者を対象とした傷害保険に加入する。

リバーフレンドは、活動に当たり、県に参加者リストを提出する。

（活動に伴う廃棄物の処分）

第10条 リバーフレンドは、第4条の活動によって生じた雑草、空缶その他の廃棄物を市の定めるところにより分別し、適正に処分するものとする。

2 市は、前項の廃棄物の処分に協力する。

(区間の変更)

第 11 条 河川管理上その他やむを得ない事情により第 3 条の対象区間を変更する必要がある場合は、リバーフレンド、市及び県は速やかに協議を行うものとする。

(活動実績等の報告)

第 12 条 リバーフレンドは、市または県から要請があった場合は、活動実績等を報告するものとする。

(異常の通報)

第 13 条 リバーフレンドは、第 3 条の対象区間又はその周辺の河川施設において異常を発見したときは、異常の発生箇所、異常の内容について速やかに県に通報するものとする。

(同意の取消し)

第 14 条 次の各項に掲げるときは、リバーフレンド、市及び県が協議の上、本同意を取消すものとする。

- (1) リバーフレンドが同意の解除を申し出たとき。
- (2) リバーフレンドが河川に関する法令(条例を含む。)に違反したとき。
- (3) リバーフレンドがこの同意書に定められたリバーフレンドの義務を履行しないと認められるとき。
- (4) その他この制度の趣旨に照らしてリバーフレンドとしてふさわしくないと認められるとき。

(疑義の解決)

第 15 条 この同意について定めのない事項または疑義が生じたときは、リバーフレンド、市及び県が協議して定めるものとする。

この同意の成立を証するため、本書 3 通を作成し、記名押印の上、各自その 1 通を所持する。

令和 5 年 11 月 10 日

一級河川境川のリバーフレンド

住 所 三島市芝本町 6-2

団体名 特定非営利活動法人グラウンドワーク三島

代表者氏名

小松 幸子



三島市長

豊岡 武士



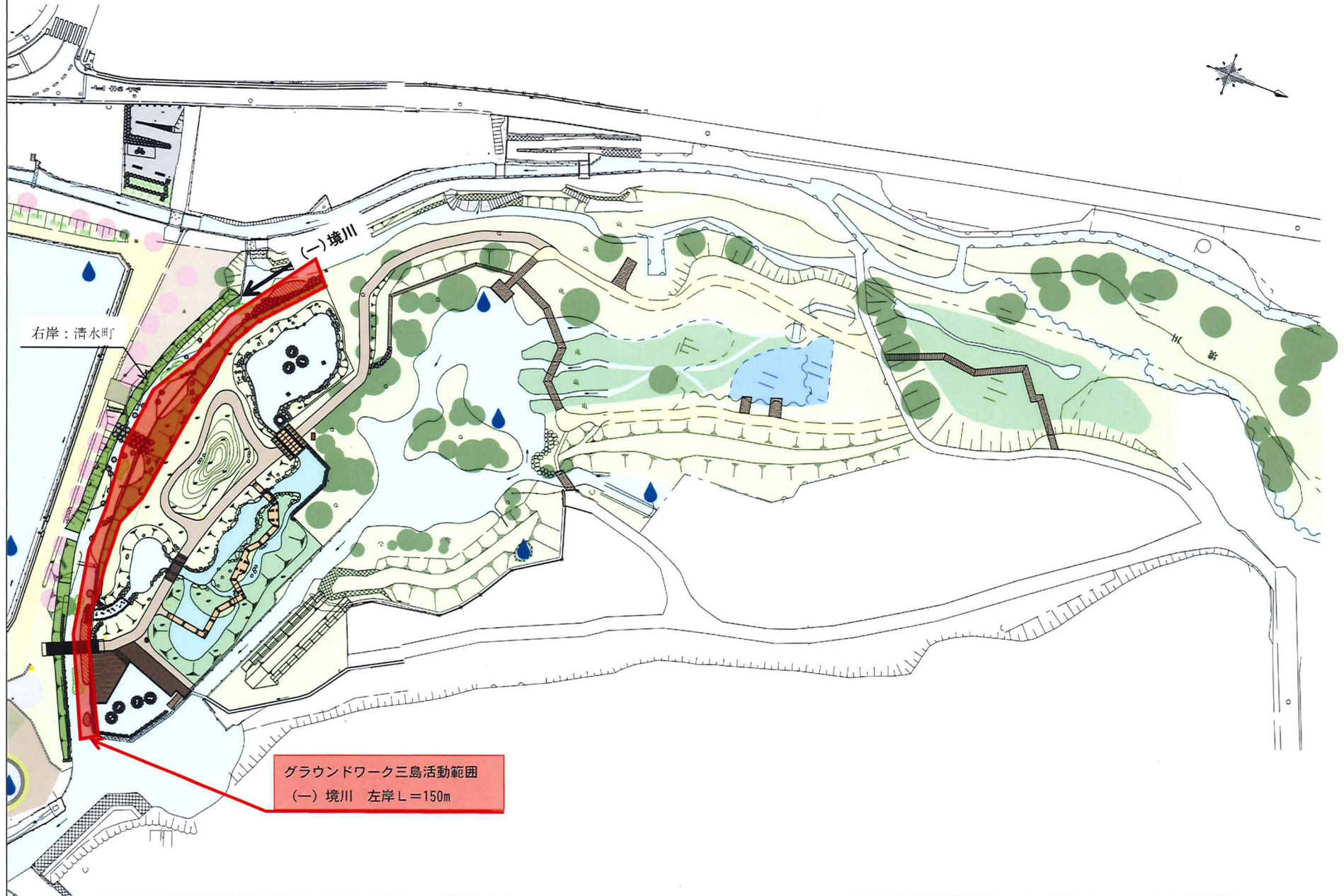
河川管理者

静岡県沼津土木事務所長

曾根 裕介



境川・清住緑地全体図



グラウンドワーク三島活動範囲
(一) 境川 左岸L=150m